定　款

明豊ファシリティワークス株式会社

第１章　総則

（商号）

第　１　条　当会社は、明豊ファシリティワークス株式会社と称し、英文では Meiho　Facility Works　Ltd.と表示する。

（目的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．プロジェクトマネジメント（建設プロジェクトの基本計画の提言および発注者の代行者として設計から施工完了に至るまでの総合的な管理業務）

２．コンストラクションマネジメント（建設プロジェクトにおいて、発注者の代行者として、施工業者選定の支援および工事実施状況の管理業務）

３．ファシリティマネジメント（発注者の経営課題や要望に応じたファシリティの基本計画の調査・分析および提言する業務）およびファシリティマネジメントに関するコンサルタント業務

４．建築一式工事、土木一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、管工事、塗装工事、防水工事、内装仕上げ工事・消防施設工事

５．建設プロジェクトに関する設計業務（建築設計・電気設備設計・機械設備設計・情報設備設計、オフィスレイアウト等）

６．建設プロジェクトに関するコンサルタント業務

７．事務用機器・情報通信機器・什器備品・室内装飾品等の販売並びに賃貸

８．コンピュータのハードウェア・ソフトウェアの開発、コンサルティング、維持運営、販売、リース並びに賃貸

９．通信機器の製造、販売、輸出入並びに施工

10．特定労働者派遣事業

11．古物の売買並びにその受託業務

12．各種アウトソーシングの受託業務

13．各種事業または各種業務の運営に関するコンサルティング業務

14．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第　３　条　当会社の本店は、東京都千代田区に置く。

（機関）

第　４　条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査等委員会
３．会計監査人

（公告方法）
第 ５ 条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、4800 万株とする。

（単元株式数）
第 ７ 条　当会社の発行する 1 単元の株式の数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第 ８ 条　当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 ９ 条　当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りならびにその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１１条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

（基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は５名以内とし、監査等委員である取締役は３名以内とする。

（取締役の選任および解任）

第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。

２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

３　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、取締役の解任決議は、本定款第 15 条第２項の定めに従い行うものとする。

４　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から取締役会長１名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の

取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２３条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は､当該目的事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２５条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（会社法第２条第１５号イに定める業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第２９条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会規程）

第３０条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　計算

（事業年度）

第３１条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３２条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３３条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３４条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付けない。